

熊本地震復興基金事業による復旧支援（補助）事業

私道復旧事業

熊本地震で被災した集落などにおける住民の生活環境の早期回復を図るため、公道と集落を結ぶ生活道路である私道の復旧にかかる経費の一部を支援します。

※生活道路とは、主として地域住民の日常生活に利用される道路をいいます。

支援対象の私道…次の要件を満たすものです。なお、公簿上の地目の種別は問いません。

- 一般交通の用に供されていること
- 公道に接するものであること
- 幅員がおおむね 1.8 m 以上であること
- 所有者の異なる住宅が連担して 2 戸以上建ち並んでいるものであること
- 集落などで維持管理しているものであること



支援の対象者

支援対象の私道を管理する自治会または集落など

補助金交付の申請者

支援対象の私道を管理する組織の代表者

支援対象の経費

支援対象の私道の被災箇所の原形復旧に要する経費

※復旧事業費 50 万円未満のものを除く。

また、町から補助金がある場合は、当該補助金額を支援対象経費から控除します。

補助金交付基準

- 補助率：支援対象経費の 1 / 2 以内
- 補助上限：1 件当たり 1,000 万円

受付時間…平日 午前 9 時～午後 5 時

受付・相談場所…町公民館講堂（旧役場庁舎北側）

必要書類

- ① 私道復旧補助金交付申請書
(ホームページよりダウンロードできます)
 - ② 位置図 (付近見取図など)
 - ③ 工事内容が確認できる書類
(被災状況写真、設計図書など)
 - ④ 対象工事見積書の写し
 - ⑤ 登記事項証明書および字図 (公図)
 - ⑥ 補助金交付代表者届および誓約書
- ※この他にも、工事の内容によっては書類提出をお願いする場合があります。

図復旧事業課工務係 ☎ 286 - 3301

共同墓地復旧事業

町内の熊本地震で被害を受けた共同墓地の復旧にかかる経費の一部を支援します。



事業の対象となる墓地…平成 28 年熊本地震により被災した、地域の住民が共同で設置し自ら管理する共同墓地で、納骨堂または墓石が 2 基以上あるもの

※地方公共団体、宗教法人、公益財団法人および個人が経営主体の墓地は対象外

事業の対象となる工事

- 共有部分 (通路、外構擁壁・水道設備、建築物など) の復旧工事
- 共有部分または他所有者の区画に倒れた墓石の移設工事
※個人の墓石などの損壊部分は補助の対象外

補助金交付基準

- 補助率：対象工事費 × 1 / 2
(千円未満は切り捨て)
- 補助上限：1,000 万円

受付時間…平日 午前 9 時～午後 5 時

※まずは、事前相談をお願いします。その際、被害状況の分かる写真などをお持ちください。

受付・相談場所

町公民館講堂 (旧役場庁舎北側)

必要書類

- ① 共同墓地復旧補助金交付申請書
(ホームページよりダウンロードできます)
- ② 対象工事の設計図書
(付近見取図、工事内容の分かる図面など)
- ③ 対象工事の見積書の写し
- ④ 共同墓地の被災状況を確認できる資料
(平面図、写真など)
- ⑤ 登記事項証明書および字図 (公図) …熊本地方法務局で取得できます。
- ⑥ 墓地経営許可書 (ただし、昭和 23 年 5 月 31 日以前より存在する墓地は不要)
- ⑦ 共同墓地復旧対象地権利関係者等の内訳および承諾書

※この他にも、工事内容によっては書類提出をお願いする場合があります。

図復旧事業課建築係 ☎ 289 - 8308